

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 6 年 9 月 1 6 日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

県立福祉機構の役割と災害時の障がい者支援について

●はじめに県立福祉機構の役割について伺います。

本県は「当事者目線の障害福祉」を掲げる一方、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、施設の民間移譲や小規模化を進めています。本年4月には、福祉分野では全国的にも例のない地方独立行政法人として「神奈川県立福祉機構」が設立されました。

私は、障害福祉において「地域で暮らすこと」と「必要なときに施設で支えること」を対立させるべきではないと考えます。地域資源だけでは支えきれない人を最後に受け止めることも、県が直接責任を負う施設の重要な役割です。

2024年7月、千葉県長生村で、重い知的障がいのある男性を父親が殺害する痛ましい事件が起きました。男性は県立中井やまゆり園を利用していましたが、長期的な受け入れ先が見つからず長生村へ転居し、その約2か月後に事件が発生しました。県の検証報告書では、「家庭が困ったときに助けを求められる関係が構築できなかったこと」が問題として示されています。この事件は、地域移行や施設の小規模化を進める一方、地域で支えきれない人を誰が受け止めるのかという課題を突きつけています。

そこで知事に伺います。

県立福祉機構には、民間では担いにくい高度で専門的な支援、研究・実践、人材育成などの公共的役割が求められます。県立施設として培ってきた専門性と支援水準を向上させるため、民間事業者との比較のみにとらわれず、必要な財政基盤と人員体制を確保するとともに、専門人材の確保・育成と専門性の強化にどのように取り組むのか、見解を伺います。

また、施設の小規模化や入所定員の削減を先行させるのではなく、地域資源の整備状況、入所を必要とする人のニーズ、家族の状況等を踏まえ、「施設を減らすこと」ではなく「必要な支援を確実に保障すること」を基準として柔軟に見直すべきと考えますが、見解を伺います。

さらに、県立福祉機構を障害福祉の「知と実践の拠点」として位置付け、そこで蓄積された支援実践や研究成果、人材育成の成果を、県内の障害福祉事業所等に広く還元し、県全体の支援力を高める仕組みを構築すべきと考えますが、

見解を伺います。

●次に、災害時に障がい者のいのちを守る仕組みについて伺います。

災害時には、障がい特性や生活状況に応じ、「誰が、どこへ、どのように避難するのか」を平時から具体化しておくことが重要です。しかし、障がい者団体からは、市町村における個別避難計画の策定が十分に進んでいない（県内市町村の平均作成率 4.2%）との指摘があります。

そこで知事に伺います。

そこで、相談支援専門員など、日頃から本人を支えている専門職の関与を促し、実効性のある個別避難計画の策定を市町村に働きかけるべきと考えますが、見解を伺います。

また、災害時には、短期入所だけでなく、日中サービス事業所の活用や介護・看護職員の緊急派遣などを組み合わせ、地域全体で障がい者を支える重層的な支援体制を平時から構築しておく必要があります。県としてどのように取り組むのか、見解を伺います。

さらに大規模災害時には、被災自治体や事業所だけで必要な人員を確保することは困難です。県が県内外の自治体や福祉事業者との間で介護職員、看護職員、障害福祉サービス従事者等の派遣を調整するなど、広域的な司令塔機能を果たす体制をあらかじめ構築しておくべきと考えますが、見解を伺います。

介護人材の質・定着率・専門性の向上に向けた県の支援強化について

近年、高齢者虐待が多く報じられます。虐待通報が過去最高数となっており、これは通報意識の高まりによる面もあるでしょう。しかし、虐待判断件数も増加しています。厚労省老健局による「高齢者 虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」では「教育・知識・介護技術等に関する問題」、「倫理観や理念の欠如」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が発生要因として毎年確認されています。虐待を行った職員の課題として、2024 年度では、「職員の倫理観・理念の欠如」がどの施設・事業所種別でも約 6 割～7 割、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が約 7 割～8 割が挙げられています。

この結果、介護人材の不足が深刻化する中、単に人材を確保するだけでなく、介護職が専門性を身につけ、誇りを持って働き続けられる環境を整えることが重要であることがわかります。当事者団体からの要望も踏まえ、県として次の取組を進めるべきであると考えます。

第一に、介護福祉士の倫理観と専門的な知識・技術の向上です。介護福祉士は、認知症や終末期の高齢者などの心身に直接かわり、生命と生活を支える専門職です。現状でも倫理教育がカリキュラム上存在しますが、その教育によって介護現場で倫理的に判断し、虐待や不適切ケアを防止できる力が身につけているとは言えないのではないのでしょうか。介護現場を知る当事者団体からは、・利用者の意思を確認しない介助 ・本人の尊厳を損なう言葉遣い ・必要性の乏しい行動制限 ・職員の都合を優先したケア ・「これくらいは普通」という不適切ケアの常態化 こうした事例に対して、どのように考え、どのように判断をすべきかという、倫理的判断が介護職には求められます。専門職としての倫理を体系的に学習し、自らの実践を振り返り、より良い介護現場の文化の醸成につながるものと考えます。

介護福祉士の教育機会の提供について、国は資格取得までの基準到達目標を示し、資格取得後は、日本介護福祉士会が生涯研修体系を示しており、県は財政的政策的支援を行うとのことです。現状では 2 年以上の経験を有する介護福祉士に対し 200 時間のファーストステップ研修を行っているとのことですが、希望者が受講する仕組みにとどまり、県内の介護福祉士登録者数が 13 万人を超えている中で、受講枠がわずか 70 人です。その応募枠も埋まっていない状況だと聞いています。

また、すべての介護福祉士を対象とする倫理研修を県として実施し、3 年に 1 度程度の継続的な受講を促進するとともに、資格取得後から実務経験 2 年未満の職員を対象とする「基本研修」、実務経験 2 年から 3 年の職員を対象とする「ファーストステップ研修」、実務経験 5 年以上の職員を対象とする「認定介護福祉士養成研修」について、県が継続的に支援し、財政的にキャリア形成を

段階的に支える仕組みを構築すべきです。受講の際には現状も行っている代替職員への補助の充実や地域医療介護総合確保基金等を活用して受講料の軽減・無料化が必要です。

第二に、現場の課題解決と介護職員の定着支援です。人手不足によって OJT が十分に機能しない事業所もあることから、経験豊富な介護福祉士が事業所に出向き、アセスメント、認知症ケア、介護技術、利用者の尊厳や自立支援などを実践的に指導する「課題解決型介護技術出前研修」や、新任職員などが仕事上の悩みや人間関係、ハラスメント、知識・技術不足について気軽に相談できる「介護職 110 番（介護職サポートセンター）」を県として支援することで離職防止と長期定着を図ることが求められます。

第三に、介護福祉士を専門職として社会的に位置づける取組が必要です。国家資格である介護福祉士が公的な標準職業分類において独立した専門職として明確に位置づけられるよう、介護の現場を知る県として国に働きかけるべきではないでしょうか。総務省によるとこの職業分類は今年、改定期にあたって検討することになるとのことですから好機と言えます。これは専門職としての社会的評価を高め、介護福祉士の誇りや仕事へのモチベーションを高め、人材の確保・定着にもつながります。

県は地域医療介護総合確保基金等を積極的に活用し、「人を集める介護」から「専門性を高め、育て、定着させる介護」へと政策の重点を移すことが求められます。

そこで知事に伺います。

介護人材の質・定着率・専門性の向上にむけて、上に 3 点のべたような倫理研修や継続的な研修、アウトリーチ型研修の制度を構築するとともに、受講料等の負担軽減も含め受講者数の拡充に努め、国に対し「介護福祉士」を標準職業分類へ位置づけるよう要請すべきと考えますが見解を伺います。

エネルギーの地産地消の推進

●初めに再生可能エネルギーの普及について伺います。

神奈川県は、2030 年度までに県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 50%削減し、太陽光発電の導入量を 200 万 kW 以上とする目標を掲げています。しかし、2024 年の導入量は 125 万 kW であり、目標達成には一層の取組が必要です。

特に、既存建築物の屋根を活用した太陽光発電の拡大が重要です。国では 2026 年度から、一定規模以上の事業者に対し、屋根置き太陽光の導入目標の策定と進捗報告を求めています。また、東京都、川崎市、京都府などでは、新築建築物への太陽光発電導入や、再生可能エネルギー導入に関する説明を求める取組が進められています。

そこで知事に伺います。

県が掲げる「どこでも太陽光発電」を実現するため、屋根置き太陽光発電について、川崎市や東京都などを参考に設置義務化を検討するとともに、少なくとも建築主等への再生可能エネルギー導入に関する説明を義務化すべきと考えますが、見解を伺います。

また、県の太陽光発電・蓄電池導入費補助金は、令和 8 年度に申請がわずか二日で締め切られるなど、導入ニーズの高さがうかがえます。県民の需要に応えるため、補助枠を拡大すべきと考えますが、見解を伺います。

一方、再生可能エネルギーの導入が経済的に余裕のある世帯に偏れば、脱炭素政策が新たな格差につながる懸念があります。低所得世帯、賃貸住宅、集合住宅など、導入が進みにくい層への支援を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

●次に、県内で生み出した再生可能エネルギーをできるだけ県内で消費し、その利益を地域に還元する「エネルギーの地産地消」について伺います。

県有施設、県立学校、県営住宅等への太陽光・蓄電池の導入を進めるとともに、中小企業や県民への導入支援、地域新電力の育成、市町村や地域金融機関等との連携によって、地域で発電し、地域で消費する仕組みを構築することが重要です。

太陽光に加え、小水力、バイオマス、風力など地域特性に応じた再生可能エネルギーも含め、発電から消費、利益の地域還元までを一体的に進めることが、地域経済の活性化にもつながります。

そこで知事に伺います。

本県として、「エネルギーの地産地消」を再生可能エネルギー政策の柱の一つとして明確に位置づけ、県有施設等への発電・蓄電設備の導入、中小企業・県民への支援、地域新電力の育成、市町村との連携による地域エネルギー循環を一体的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、県の様々な取組や補助制度について、県民に分かりやすく周知し、利用につなげることも重要と考えますが、見解を伺います。

相模原市の大西大通り線事業認可の再考を

●はじめに本事業の法的適合性について伺います。

相模原市の都市計画道路「大西大通り線」は、本年5月22日、第一工区約360メートルについて相模原市が都市計画事業認可を県に申請し、6月26日に県知事が認可したと承知しています。

この事業について、地権者から県は認可を行うべきではないとの申し入れがあったことから、私は現地を視察し、リニア中央新幹線のトンネルが地下を通過する地域の住民から話を伺いました。その中で、事業の進め方と必要性について看過できない問題が明らかになりました。

将来的な立ち退きの可能性についてなんら説明がないまま、リニアの区分地上権契約や土地売買が進められ、更地化も行われてきたことです。住民からは「市に騙された」「お国のためと思って契約したのに、ここを出て行かなければなくなるなど、一言も聞いていない」との声も聞いています。

そこで知事に伺います。

事業認可前に土地売買契約が進められ、更地化されてきたことについて、県は都市計画法その他の関係法令との適合性をどのように確認したのでしょうか。

また、将来的な道路整備による立ち退きの可能性について説明がなされなかったとの指摘について、国土交通省の「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」の趣旨に照らし、県としてどのように確認・判断したのか伺います。

●次に代替案と比較した事業の必要性について伺います。

相模原市は、橋本駅南口から圏央道相模原インターチェンジへのアクセス機能向上などを整備理由としています。しかし、2025年7月の市長記者会見では、

市道大西線を使った場合との直達性の違いについて「数値が十分に取れていない」と説明していました。

その後同年 12 月になって、大西大通り線によりインターチェンジまでの所要時間が 130 メートル、時間にして 42 秒短縮される一方、既存の市道大西線を拡幅する案は事業費が 13 億円低く、補償戸数も 53 棟少ないと示されました。

176 億円に及ぶ事業費を投じ、既存道路の拡幅案の約 2 倍もの建物移転を伴う新設道路によって、所要時間を 42 秒短縮することが、住民の生活への影響を含め、本当に費用と負担に見合う事業なのかが問われます。

都市計画法第 19 条では、市町村が都市計画を決定する際の都道府県知事との協議を定め、第 5 項では、知事が必要と認める場合、市町村に資料の提出や説明等を求めることができるとしています。これは県が市町村の決定を形式的に追認するだけでなく、必要に応じて検証・調整することを想定した制度ではないでしょうか。

そこで知事に伺います。

今回の事業認可にあたり、県は相模原市の都市計画に沿っていることを確認しただけではなく、どのような実質的な審査・検証を行ったのでしょうか。また、申請から認可までの間に追加資料の提出や説明を求めたのであれば、その内容と、それが県の判断にどのように反映されたのか伺います。

●次に県の関与のあり方について伺います。

都市計画事業の認可は、土地収用法の適用を可能とするなど、地権者の財産権や居住・生活に重大な影響を及ぼします。市民団体が地権者 108 件を対象に行ったアンケートでは、40 件の回答のうち 92.5%が、「市は地権者の意見を十分に聞かずに事業を進めている」と感じているとされています。

こうした住民の強い不信が示されている以上、県は「市の事業」として手続きを追認するのではなく、住民への説明・意見聴取、代替案の検討、土地取得等の過程を含め、県として検証する責任があると考えます。

そこで知事に伺います。

本県においても、都市計画法上の協議を形式的な手続きにとどめず、市町村による原案作成段階から、必要に応じて県が実質的に関与し、住民への影響や代替案を含めて調整・検証していくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また、今回のように、事業認可に至る過程や認可後に、住民への説明・意見聴取、代替案の検討、土地取得等について重大な問題が判明した場合には、都市計画法第 81 条も踏まえ、認可の見直しや必要な措置を検討し、相模原市との再協議を行うべきと考えますが、見解を伺います。

デュアル教育の充実について

本県には、2026年4月現在、133校の県立高校があり、そのうち21校に産業教育系専門学科が設置されています。こうした専門高校において、企業や地域と連携し、学校で学んだ知識や技能を実際の職場や地域の現場で実践するデュアル教育を充実させることは、職業教育の実践性を高めるとともに、深刻な人手不足に直面する地域産業を担う人材の育成や、職業とのミスマッチを防ぐ上でも重要です。

本県では、かながわデュアルシステム推進協議会を設置し、年2回程度の協議を行うほか、NPO法人に委託してデュアルシステム推進センターを設置し、コーディネーターによる企業開拓や学校とのマッチングなどを行っています。

一方、聞き取りによれば、専門高校では一定の取組が行われているものの、実施内容や期間、対象生徒の範囲には学校ごとに大きな違いがあり、希望者を中心とする学校や、推進センターの支援を利用していない学校もあります。また、県として各学校の実践例、参加生徒数、実習日数、受入企業数等を一元的に把握しておらず、取組状況や成果にもばらつきがあるとのことでした。

当事者である学校や教員の考えを尊重し、産業界の要請よりも教育の論理を優先すべきことは踏まえる必要があります。しかし、県として、どの程度の生徒がどのような教育を受け、どのような成果を得ているのかを把握・可視化し、好事例を共有するとともに、効果的な取組を県全体に広げることは必要です。

また、企業側からはデュアル教育の拡充を求める声がある一方、学校側には企業との調整、実習準備、教員の負担、担当教員の異動に伴う引継ぎなどの課題があり、熱心な教員や学校の努力に依存している面もあります。継続性や学校間の格差を解消するため、学校個々の努力に依存しない仕組みづくりが必要です。

そこで教育長に伺います。

県として、現在、デュアルシステム推進センターの運営等に年間270万円を委託しているとのことですが、何校、何人の生徒が支援を受け、何社の企業が新たに受入先となったのかなど、具体的な成果を検証し、必要に応じてコーディネート体制や人員を拡充すべきと考えますが、見解を伺います。

また、教員の負担や人事異動によって取組が途切れることのないよう、担当教員の配置やコーディネーターの活用など、学校個々の努力に依存しない持続可能な仕組みを構築すべきと考えますが、見解を伺います。

中学校夜間学級での学びを保障するために

小中学校で学ぶ機会を得られなかった方々の生きづらさは、仕事、生活、人間関係、自尊感情などに長く影響している場合があります。読み書き・計算など、生活の基礎で困る場面として、書類や行政からの通知が読めない、病院や薬局の説明を十分に理解できない、子どもの学校からの文書を読めない、仕事の選択肢が狭くなるなど、就職や転職の際の大きな壁になることがあります。

「中学校を卒業したことになっているが、実際には十分に学べていない」という学歴と学力のギャップに苦しむ人もいます。

その背景には、不登校、家庭の事情、貧困、病気、障害、外国にルーツがあることなど、本人の責任ではない事情があります。にもかかわらず、「自分の居場所がない」「学校に行けなかった自分が悪い」と、自分自身を責めてしまうことがあります。

中学校夜間学級は、単に知識を教える場ではなく、「自分にも学ぶ権利がある」と思える場であり自己肯定感を回復する場として重要です。本県で県内3校目であり、県内全域からの通学を可能とする意味では県内初となる中学校夜間学級を相模原市などと連携して県立神奈川総合産業高校内に相模原市立大野南中学校分校として開校したことは非常に貴重な取組です。

先日視察しましたが、教員の複数配置やきめ細かな情報交換、生徒の様々な状況に配慮したカリキュラムなど教育の原点を見るような思いがしました。卒業生たちのメッセージからも、ここでの学びにより苦手意識を克服し自信につながっていることがうかがえました。同校への入学には、県教委と希望者の在住市町村教委と相模原市の三者協定が基本となります。現在、財政負担などの面で県と連携している市町村は17市町村だとのことですが、独自に夜間中学をもつ横浜市・川崎市を除く13市町村については中学校夜間学級で学ぶ機会が閉ざされていることとなります。また、市町村の境界はあくまでも地図上の区分であり、通勤場所との関係などから身近な中学校夜間学級を求める声もあります。

今後、中学校夜間学級を拡充するには「必要としているのに、自分が対象になることすら知らない人をどう掘り起こすのか」が重要な論点になります。県内各地で自主夜間中学をボランティアで運営する県民からは、県教委が作成したパンフレットやHPなどの広報資料が高く評価されていると聞いており、これらの有効活用が求められます。

そして大野南中学校夜間学級では約半数の方が定時制へ進学しているとのことでした。進学先は近隣の定時制高校でした。夜間中学卒業後の学びを保障するため、進学先として定時制高校を各地に確保することも必要です。

そこで教育長に伺います。

県が作成した中学校夜間学級の広報資料を有効活用するために、現在連携できていない自治体の HP にも掲載を求めるなど、広報を拡充しニーズの掘り起こしを図ることが大事だと考えますが見解を伺います。

また既設の中学校夜間学級がある横浜市・川崎市とも連携し、市内在住在勤という制約をとりはらい、通学利便性を図るべきと考えますが見解を伺います。

また、今後の中学校夜間学級の設置についてタイムスケジュールを定めて推進していくことが重要になると思いますが見解を伺います。

さらに県は夜間定時制高校の 3 分の 1 にあたる 6 校を募集停止としています。が、中学校夜間学級での学びを充実させ、進学先となる夜間定時制の選択肢を保障するために募集を再開することが必要だと考えますが再開の方針について伺います。